

# 事業・施設の安全性と環境性能をどう統制するか - 日本の法制度の限界と課題

福井秀夫（都市開発研究所主席研究員）

## 登壇者

安念潤司（中央大学教授）  
太田勝造（明治大学教授）  
氷鮑揚四郎（筑波大学名誉教授）  
白充（弁護士）  
福井秀夫（都市開発研究所主席研究員）  
細江守紀（九州大学名誉教授）

## 【趣旨】

原発、空港、廃棄物処理場、鉄道、工場、再開発、区画整理等、さまざまな事業は、多くの場合土地利用に関する民事法、行政法の規律を受け、一定の安全性、環境水準等の確保が図られる建前となっている。最終的に、民事訴訟では、騒音等に関する人格権に基づく操業差止め、損害賠償請求など、行政訴訟では、事業の許認可等を捉えて、取消訴訟、差止め訴訟などが想定されている。刑事罰によって適正性を確保する法的措置が設けられることもある。

しかし、民間の交渉、民事訴訟、行政訴訟、刑罰によるインセンティブなどは、制度の建前ほどは容易に活用されない。交渉の前提となる基準の不存在・不明確、受忍限度論における客観的基準の不存在、差止めが許容される範囲が限定的、行政訴訟の原告適格、訴えの利益、公定力、出訴期間などによる制約等は、かなり個別性が強く、また、原理的にも難解であり、専門家とされる者の間でも見解が分かれる。

加えて、これらが、都市計画・建築学的にどのような評価を受ける価値を実現できているのか、経済学の資源配分の効率性ないし土地の有効利用基準、分配の公正基準に照らして適正さを確保できているのか、憲法 14 条の平等原則、同 29 条の財産権保障などの憲法的価値を適切に実現しているのか、等々については、十分な検証がなされていない。

このため、本企画では、法律、都市計画・建築規制、経済等の研究者、実務家の協業により、学際的な観点から、司法統制の隘路の解消のために何が必要か、包括的に検討することとする。

議論を通じて、理論の問題点、行政の問題点、立法の問題点、司法の問題点、制度や事業慣行を支える国民意識・規範の問題点等を重疊的に明らかにすることに努め、適正な安全性、防災性能、環境水準、市民住民の快適性などが確保された「土地の有効利用」（資源配分の改善）、人権・平等の貫徹（憲法的価値、所得再分配の公正）を図るための多様な方策を提示することとする。

### 【論点】

以下をテーマとして、司法統制の実務性を中心に討論し、対案を提示する。

- ・ 事業の手続き的統制
- ・ 事業の内容の適切性の基準
- ・ 司法救済の不備の諸問題（民事・行政のキャッチボール、訴えの利益、出訴期間、差止めと損害賠償の違い、公定力理論の壁など）
- ・ 「憲法は滅ぶが行政法は残る」のでよいのか。19世紀プロイセン法、美濃部理論の呪縛
- ・ 行政は、常に公益の体现者か、「公定力」（裁判等で取り消されるまで、何人も、「行政処分」が有効であることを承認せよ、との美濃部が唱えた法の根拠なき教義）がもたらす弊害
- ・ 行政・事業者と私人の対等性の欠落

ほか